

令和2年第6回教育委員会議事録

令和2年4月30日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時令和2年4月30日（木）午前11時30分～午前11時57分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 久保田 福美

委員 伊井 希志子 委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育政策担当部長 大島 晃
教育人事企画課長

庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘

生涯学習推進課長 本橋 宏己

事務局職員法規担当係長 岩田 晃司 担当書記 春日 隆平

傍聴者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第56号 令和2年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 議案第57号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第58号 杉並区社会教育委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 緊急事態宣言を受けての区立学校における臨時休業中の対応について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 杉並区立図書館及び杉並区内大学・短期大学図書館の相互協力に関する協定書の一部変更について

目次

議案

議案第56号	令和2年度における杉並区学校教育職員の夏季 休暇の特例に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第57号	杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について・・・・・・・・	5
議案第58号	杉並区社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・	6

報告事項

(1)	緊急事態宣言を受けての区立学校における臨時休業中 の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・	7
(3)	杉並区立図書館及び杉並区内大学・短期大学図書館の 相互協力に関する協定書の一部変更について・・・・・・・・	7

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第6回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は對馬委員から欠席とのご連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

また、本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案3件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。

まず、議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第56号「令和2年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明させていただきます。

東京都では東京2020オリンピック・パラリンピック大会に伴う業務への影響等を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため、令和2年度における夏季休暇の取得期間を拡大したところでございます。

このことに伴いまして、区費教員につきましても都費教員と同様の取扱いにするため、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則に定める夏季休暇の取得期間につきまして、その特例を定めるものでございます。

それでは、規則の内容につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました読替表をご覧ください。

第32条第1項に規定されている夏季の期間につきまして、7月1日から9月30日までとしているものを、令和2年度におきましては5月1日から11月30日までと読み替えるものでございます。

議案の2枚目をご覧ください。施行期日でございますが、公布の日から施行することとしており、本日の公布を予定してございます。

なお、この議案につきましては、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

教育長 これは、オリンピックが延びたからという解釈でよろしいですか。

庶務課長 どちらかというと逆で、そもそもオリンピックがあるので、このような規則を定めるものです。オリンピックが延びてしまったのですが、規則改正だけは東京都も行っておりますので、区も準じて区費教員の規則を改正するというところでございます。

教育長 幼稚園の教員というのはどうなるのでしょうか。

庶務課長 幼稚園の教員は、一般職員と同様でございますので、変わりません。

教育長 変わらないというのは、どういうことでしょうか。

庶務課長 7月1日から夏季の期間となります。

よろしいでしょうか。それでは、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第56号につきまして、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第56号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第2、議案第57号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程いたします。

生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、議案第57号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」につきましてご説明申し上げます。

本議案は、杉並区文化財保護条例に基づきまして、委員の任期満了に伴い、新たに杉並区文化財保護審議会委員を委嘱するものでございます。

参考資料をご覧ください。文化財保護審議会は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議するため、昭和57年5月に設置されました。

委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する学識経験者で構成さ

れ、任期は2年となっております。

現在9名の委員を委嘱しております。今回につきましては、9名の方に引き続き委員をお願いし、進めてまいりたいと考えております。それぞれの委員の専門分野は参考資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

特にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第57号につきましては、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第57号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第3、議案第58号「杉並区社会教育委員の委嘱について」を上程いたします。

引き続き、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 それでは、議案第58号「杉並区社会教育委員の委嘱について」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、前任委員の退任に伴い、新たに1名、杉並区社会教育委員を委嘱するものでございます。

参考資料をご覧ください。新たに委嘱する委員は、小澤雅人。荻窪中学校校長で、学校教育及び社会教育の関係者の区分で、任期は前任者の残任期間の令和3年6月9日までとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。では、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第58号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第58号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは続きまして、報告事項の聴取を行います。

先ほど、会議の冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から報告事項1番については、事務局よりご説明いただき、報告事項2番、3番については、配布された資料をもって代えることといたしたいと考えておりますが、委員の皆様、何かご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

教育長 特にご意見がないようですので、報告事項1番のみ、事務局より説明を受け、報告事項2番及び3番の説明につきましては、配布資料をもって代えることといたします。

事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「緊急事態宣言を受けての区立学校における臨時休業中の対応について」、学務課長からご説明いたします。

学務課長 「緊急事態宣言を受けての区立学校における臨時休業中の対応について」ご説明させていただきます。

令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言が発令されたことを踏まえまして、区立学校の臨時休業中における対応について、各区立学校に通知した内容についてご説明させていただきます。

1枚目が、その概要としてまとめたものです。2枚目以降が通知になってございます。

1番目の「臨時休業期間」なのですが、現在、令和2年4月6日から令和2年5月6日までを臨時休業として定めておりますが、2枚目の資料を御覧いただけますでしょうか。「臨時休業の延長について」ということで、4月27日付で改めて臨時休業の延長をさせていただいております。

こちらにつきましては、5月6日までなのですが、5月7日以降の学校の対応については国や都の動向及び杉並区の状況等を踏まえる必要があるところですが、5月7日が大型連休の翌日であり、事前に学校、保護者等に十分な周知をすることが難しいということで、今回、延長させていただいております。

なお、5月11日以降の対応につきましては、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容等を踏まえ、後日、別途通知することとしてござい

ます。

1 枚目に戻っていただきまして、現在の内容でございますが、2 番目の児童・生徒への感染防止に向けた指導等につきましては、不要不急の外出等を控え、基本的には自宅で過ごすように指導してございます。

3 番目の児童・生徒の健康管理につきましては、同居の家族もしくは児童・生徒が感染あるいは濃厚接触者となった場合には、学校へ連絡を入れるよう保護者に周知し、校長は迅速に教育委員会に報告することとしてございます。

法定の定期健康診断等については、本来であれば、6 月 30 日までに全児童・生徒に行わなければならないのですが、国の通知も受けまして、年度内に実施できるように各学校にカリキュラムとの調整を行うということで、基本的には 2 学期以降に行う形で、今、調整をしているところでございます。

4 番目の教職員の勤務等につきましては、原則として自宅勤務としますが、緊急の連絡等に対応できるよう、管理職、校長か副校長どちらか 1 名と、教員 1 名は通常勤務の体制としてございます。

5 番目の始業式及び入学式について。始業式や入学式が実施できなかった学校は、臨時休業が終了した後に実施する。

4 月 6 日はできた学校があるのですが、4 月 7 日以降は延期にしてみましたので、特に中学校が中心なのですが、できていない状況でございます。

6 番目の登校日については、設定していた登校日は全て中止とします。

7 番目の家庭学習への対応について。児童・生徒が家庭において各教科等の課題に取り組めるように配慮する。

8 番目については、もう終わってしまったのですが、教科書等の配布については、4 月 8 日から 10 日までの間に、各学校が日程を設定し、基本的に保護者が取りに来る形とさせていただきます。

9 番目の部活動については、部活動は校内、校外にかかわらず実施しない。

10 番目の個別に配慮が必要な児童・生徒への対応。適宜、電話連絡や家庭訪問をする等、状況を把握するということとさせていただきます。

11 番目の臨時休業期間中の児童の学校の居場所の提供について。4

月7日から実施している居場所の提供については、4月10日までとして、現在は行っていない状況でございます。

12番目の臨時休業中の学校開放事業について。遊びと憩いの場開放事業、登録団体開放及び一般目的外使用は実施しない。

13番目の区立子供園の臨時休園等について。短時間保育については、臨時休園とする。長時間保育については、医療関係者など家庭での保育が困難な方に限り保育を実施するとさせていただいています。ただ、済美養護につきましても、現在お預かりは行っては、給食の代わりに昼食を提供している状況でございます。

内容につきましては、以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。

久保田委員 この間の様々な対応について、いろいろとありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

何よりも今、現場の先生方や校長先生が抱えている悩みというか不安が本当に大変なものがあるかなと思っています。その辺で実際に校長先生方とか、学校のほうから教育委員会のほうに現段階で寄せられている要望というか、課題、悩み等、何かありましたら、教えていただければと思います。

教育政策担当部長 各学校、学習面はもとより生活面についても、子どもたちのことを非常に心配しております。

その中で要望としては、再開後についての教育課程についてどのようにしていったらいいかということは大きく出されております。

具体的には学校行事、それから学習指導要領の内容に沿ったものですが、その標準時数の部分について、どこまで可能とするのかといったところは悩みとして抱えております。

また、この休業中の生活指導の面、学習指導の面、そこについても様々な要望等は出ております。一番大きいのは、ICTを用いた学習なり、それから子どもたちとのコミュニケーションを取るといったところで、可能な範囲ということで、ご質問等もいただいております。

今、教育委員会としては、教員が子どもたちに向けたメッセージ等を動画で撮る。もしくは学習指導に関する動画を撮って、それを区のホームページまたは済美教育センターに設けたホームページに登録をして、

子どもたちが見ることができるようになるといったことを5月以降はやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

折井委員 先生方が心配してくださっている様子は校長先生を通じて、スマホで情報提供をしてくださる様子を見てもよく分かるのですけれども、本当に保護者が心配していろいろと問い合わせをしているのだなということが分かる内容なのです。

ただ、「まだ分からないのです」ということだけを伝えるために、また「だから少しお待ちください」ということを伝えるためだけにメールをくださったりしているので、恐らく保護者は不安だとか、もどかしさが募っているのかなと思って、私自身も子どもが6年生なので、なかなか厳しい最終学年になってしまったのだなと思います。特に受験をするお子さんとか、全国レベルで戦わなければいけないのに、うちの子は大丈夫かという不安感が募っている親御さんが多分いるのかなと思うのですが、小学校、中学校、高校だとあまりないですけれども、大学になると、浪人することもありますよね。その1年が人生のその次のステージにほとんど影響がないということを考えると、どうしても最初の小さい頃は、その半年、1年がとてつもなく致命的に思ってしまうのだけれども、人生80年の中で、半年はそういう経験をして大変な思いをしてでもみんなで乗り切ったんだという、そういう経験に、日本も世界も変えていかないといけないのだろうなと思います。

ただ、不安を受け止める側というのは非常にストレスがたまると思われますので、私はどちらかというところ、この場で言うのは適切か分からないのですが、済美教育センターの方ですとか事務局の方たちの業務が相当増えているのではないかと想像するのです。でも、ここから感染源になってしまっただけいけないということも感じますので、準備は保護者としてはしてもらいたいと思っています。

でも一方で、同じく区民だったり、都民だったりする職員の方たちの安全も確保していただきたいと強く思います。というのは私、大学に勤めておりますが、全く出ないのです。対面ではなく全てZoomだったり、遠隔の会議システムを使っています。なので、会議をするということ自体が危険を伴っていることでもありますので、あと準備をするという、そのステップ1つ1つに危険も伴いますので、そのあたりのことをぜひ

安全を第一にして対応を引き続きお願いしたいと強く思います。

庶務課長 ありがとうございます。今、教育委員会事務局をはじめ、区役所ではこの緊急事態に備えて喫緊にやらなければならない業務、スピード感を持ってやらなければならない業務に絞って職員体制を、できればA班、B班で、交代勤務をさせるという体制を取っています。ご心配いただいたように、今、教育委員会事務局として、急場のところをしのいでいかなければいけないので、必ずしもきれいに分かれるわけではないのですが、職員の安全には努めてまいりたいと、そのように思います。

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

伊井委員 一言だけ。本当にご苦労いただいているので、それに関しては感謝しかありません。1つ1つ子どもたちの現状を見ながら対応するところ、本当に命が関わっていることなので、本当にどこも皆さんご苦労の中、協力し合ってここを乗り越えていけたらいいなと思っております。

この後、再開するところへの滑り出しはどうなるのかということの前に、まずは保護者にしろ、職員の方々にしろ、命そのものがかかっている、本当に1日も早い終息を願って、ご苦労に感謝を申し上げます。

教育長 子どもの中に、例えば3月からずっと学校が休みで、子どもはずっと家にいて、マスコミとかでも言っていますけれども、保護者という時間が非常に長くて、保護者の精神的な不安定が子どもにうつってしまったりとか、ひいては例えばネグレクトですとか虐待ですとか、今まではそんなことなかったのに、今回のこの2カ月ぐらいの休業に伴って、そうした子どもたちが新たに発生しているというのは把握していかなければいけない。今まで対応してきた子どもというのは大体学校が分かっているのですけれども、そうした子どもたちというのもどのように把握をして、どのように対応して、あるいはそういうケースは今あるのか、そのあたりはどうなのですか。

教育政策担当部長 現在、教育相談が休業中であっても、そういった子どもに対するサポートというのは図っております。具体的な数字は捉えておりませんが、ただスクールソーシャルワーカー、教育相談、スクールカウンセラー、それぞれ休業中といえども、そういった子には関わりながら情報は得て、そして支援をしているという状況であります。

ただ、これまで把握していた子はそういう対応をしているわけですが、この休業中にそうなっている場合ということが考えられると思います。ですので、この5月から延長してといった場合は、これまでの電話連絡といった回数、頻度については少し上げて、これまで2週間に1回ぐらいでやってきましたけれども、毎週電話連絡は教員のほうからして、その状況を確認をしていく。生活面もそうですし、学習面も捉えて、その状況を把握しながら困っている子への支援というのはしていきたいと考えております。

折井委員 大した内容ではないのですが、ちょっと思ったのが、うちの子が今、荒れているのです。気づくと子どもを、散歩ならできるのですけれども、買い物一つ絶対一緒に連れていかないということを厳守していると、子どもは本当に刺激が外からない状況が続いていて、子どもによるのだと思うのですけれども、しっかり守らなければと思っていると、余計にストレスがたまって、荒れているのだなと正直思います。

虐待ということがなかったとしても、やはり気持ちの荒れは、気分転換ができない、そして外に、散歩には毎日のように行くのですけれども、それでは解消できない部分というのが本当に大きい、人と接することはとても大切なことだったのだなとつくづく思います。

とはいえ、緊急事態宣言は一月程度延長されるような雰囲気になってきていますので、まだまだ辛抱は続くのだなと思います。

庶務課長 そういう状況を考えれば、先ほど大島部長からの話で、我々の持っているあらゆるツールといいますか、手立てを使って、学校と保護者また子どもとの関係を切らさないように努めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

報告事項2番及び3番のご説明につきましては、配布をさせていただいた資料をもって代えさせていただきますので、以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会の開催予定ですが、5月13日水曜日午後2時

から定例会を予定してございます。どうぞよろしく願いいたします。
以上です。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。